

令和 6 年
第 4 回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 5 号

多摩市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

提出者	多摩市議会議員	小 林 憲 一
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 た か ゆ き
同	同	折 戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マ サ ノ リ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	あらたに隆見
同	同	松 田 だ い す け

多摩市議会議長 三階道雄 殿

多摩市条例第 号

多摩市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

多摩市議会個人情報保護条例（令和４年多摩市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

多摩市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
令和4年12月23日条例第43号 多摩市議会個人情報保護条例 (目的) 第1条 この条例は、多摩市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする。 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	令和4年12月23日条例第43号 多摩市議会個人情報保護条例 (目的) 第1条 この条例は、多摩市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的とする。 第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。	

改正後	改正前
(経過措置) 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。	

議員提出議案第 6 号

地域公共交通の多摩格差解消を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

提出者	多摩市議会議員	大 く ま 真 一
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 た か ゆ き
同	同	折 戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マ サ ノ リ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	あらたに隆見
同	同	松 田 だ い す け

多摩市議会議長 三階道雄 殿

地域公共交通の多摩格差解消を求める意見書

全国各地で地域公共交通の衰退が顕著になっています。本市でもコミュニティバスを長年受託してきた事業者から、一部の路線について受託終了したい旨の申し入れがあり、路線維持を目指した協議が進められているところです。

23区では都営公共交通が走り、地域公共交通の役割を担っていますが、多摩地域の多くの自治体にはそれがなく、独自に運行してきたコミュニティバスの運行が「財政負担」や「運転手不足」により困難になっています。そうしたなかで、一度は解消された交通困難な地域が、再度、困難地域になりかねない状況が、多摩地域で広がっています。

本年5月に公表された、「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめは、交通空白地については「地域交通が地域の基盤的・公共的サービスであることに鑑み、地方公共団体等の公的主体が、財政面も含めて従来よりも積極的に関与していくことが必要」と指摘していますが、もはや各自治体や交通事業者の努力のみで維持していくことが困難な状況に直面しています。

よって多摩市議会は、下記の事項を実施することを求めるものです。

記

- 1 各自治体が独自に運行するコミュニティバスについて、経常経費部分も対象とした財政支援を行うこと
- 2 運転手不足にたいして、人材確保および育成について支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿

議員提出議案第 7 号

地域公共交通への財政支援強化等を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

提出者	多摩市議会議員	大 く ま 真 一
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 た か ゆ き
同	同	折 戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マ サ ノ リ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	あらたに隆見
同	同	松 田 だ い す け

多摩市議会議長 三階道雄 殿

地域公共交通への財政支援強化等を求める意見書

全国各地で地域公共交通の衰退が顕著になっています。本市でもコミュニティバスを長年受託してきた事業者から、一部の路線について受託終了したい旨の申し入れがあり、路線存続へ向けた協議を進めているところです。

こうした状況の中で、２０２１年に閣議決定された「第２次交通政策基本計画」（２０２１年度～２０２５年度）では、「交通事業が独立採算制を前提として存続することはこれまでも増して困難となっており、このままでは、あらゆる地域において、路線の廃止・撤退が雪崩を打つ『交通崩壊』が起きかねない」と、かつてない危機感が表明されています。

また、本年５月に公表された、「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめは、交通空白地については「地域交通が地域の基盤的・公共的サービスであることに鑑み、地方公共団体等の公的主体が、財政面も含めて従来よりも積極的に関与していくことが必要」と指摘しています。

もはや各自治体や交通事業者の努力のみで維持していくことが困難な状況に直面しています。交通政策基本法第１３条では「政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」としています。

よって、多摩市議会は、地域公共交通を維持していくために、経常的な経費への財政的な支援も含め、地域公共交通への支援の拡充を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

国土交通 殿

財務大臣 殿

議員提出議案第 8 号

日本医科大学多摩永山病院の建替え存続に特段の配慮を求める要望書

上記の議案を会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

提出者	多摩市議会議員	池 田 け い 子
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤 條 た か ゆ き
同	同	折 戸 小 夜 子
同	同	藤 原 マ サ ノ リ
同	同	し ら た 満
同	同	岩 崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	松 田 だ い す け

多摩市議会議長 三階道雄 殿

令和 年 月 日

東京都知事 殿

多摩市議会議長 三階 道雄

日本医科大学多摩永山病院の建替え存続に特段の配慮を求める要望書

南多摩保健医療圏における基幹病院である日本医科大学多摩永山病院（以下「多摩永山病院」という。）は、その機能を存続させるために、病院施設の老朽化や最新の医療技術への対応等に伴う建替えを計画していました。

しかし、昨今の建築資材の高騰及び人件費高騰等のあまりにも大きな負担から建替えを断念する病院が現れており、多摩市として可能な限りの協力を進めた中でも、多摩永山病院は同様の理由で建替えが困難な状況にあります。

ご承知のとおり多摩永山病院は、東京都等の強い要望を受け昭和 52 年に多摩ニュータウンの地域医療を支える基幹病院として開院した経緯があり、今では、南多摩保健医療圏における三次救急医療機関、災害拠点病院、周産期連携病院、東京都がん診療連携拠点病院など、高度急性期医療・急性期医療を担う基幹病院となるとともに、多くの市民から地域医療の基幹病院としても必要とされる民間の病院となり、現在の状況を大変不安視する多くの声があがっている状況にあります。

このようなことから、過去の病院開院の経緯も踏まえ、多摩永山病院の建替えに特段の配慮をお願いいたしたく、下記のとおり要望いたします。

記

1 救急医療を担う病院の建替え等に対する財政支援について

東京都では、民間医療機関に対し医療施設の老朽化等に対する改修や改築などを含め、ハード・ソフトの両面から支援する補助メニューを設けていただいておりますが、前述したように、現実には補助金を活用しても、建替え等を実現するのが困難な程の影響が生じています。

今後さらに救急医療が重要な役割を担う状況に対し、いわゆる救急医療などの不採算医療を担う民間病院がこれからも地域で活躍できるよう、救急医療を担う病院の建替え等に対し、新たな補助制度の創設を要望いたします。

2 大学病院等の公的病院等に対し、市町村が行う運営費補助に関する財源措置について

身近な地域で質の高い医療を受けられることは、くらしの安全・安心に直結するため、市町村によっては、大学病院等の公的病院等（以下「公的病院等」という。）に対し、特定の医療分野への運営費補助を行い、地域医療の確保を行っている事例がありますが、市町村にとって厳しい財政事情が続くなか、地域医療の持続的な確保に苦慮しています。

地域の実情に応じて、各自治体が自主的に行っているとはいえ、一刻を争う患者の命を救う医療は、社会インフラでもあることから、公的病院等に対し運営費補助等をおこなう市町村に対し、何らかの財政支援を要望いたします。

3 国に対する財源確保等に関する要望について

地域における病院経営の課題は、全国共通の課題であると認識しています。東京都におかれては、国に対し、物価高騰などの影響を受けることなく、安定的に病院経営が行えるよう、国庫補助等の財源確保や更なる充実について要望していただくことをお願いいたします。

以上